

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1 概 要

1.1 目的及び件名

本作業は、昆布森送信所に設置されている送信機の換装に伴い、陸上通信所操縦通信装置（CDE - 18）から遠隔操作が可能となるよう改修をするもので、件名を「陸上通信所操縦通信装置改修」という。

1.2 履行場所

第一管区海上保安本部

所在地：北海道小樽市港町5 - 2

TEL：0134 - 32 - 9118

1.3 履行期限

平成31年3月25日

1.4 作業象機器

第一管区海上保安本部に設置されている次の機器とする。

陸上通信所操縦通信装置（CDE - 18）

1.5 その他

契約後、以下の担当部署に改修予定及び工程状況等の連絡を行う。

担当部署

第一管区海上保安本部総務部情報通信課

北海道小樽市港町5 - 2

TEL：0134 - 32 - 9118

2 一般事項

2.1 適用

- (1) 本作業は本仕様書によるほか関係法令等に示す事項に従い実施しなければならない。

労働基準法及び労働安全衛生法
電気事業法及び電気設備技術基準
各装置取扱説明書

- (2) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。
- (3) 作業時間は、原則として平日の 0830 から 1715 までとする。
上記以外で作業を必要とする場合は、事前に監督職員の承諾を得る。

2.2 検査職員及び監督職員

検査職員及び監督職員とは、支出負担行為担当官「第一管区海上保安本部長」が任命する職員で、受注契約書に定める職員をいう。

2.3 履行

作業の実施は、当該装置及びシステムに精通した技術者により行うこと。

作業は、すべて仕様書に示された機能を完全に発揮させるように実施し、仕様書に記載のない事項でも、当然必要な事項は誠実に施工する。

2.4 資料提示

作業に必要なとなる資料で、当庁が保有する資料は必要に応じ提示するので、都度担当職員に申し出ること。

2.5 疑義及び変更

仕様書に疑義を生じた場合、速やかに監督職員に申し出て協議するものとし、承諾を得ないで一方的な解釈又は変更をしてはならない。

2.6 補償

既設物等を損傷した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、速やかに復旧させること。

また、第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において適正な補償を行うこと。

2.7 事故報告

作業に際し、事故（第三者に対する事故及び関係者の事故を含む）が発生した場合は、直ちに必要な処置を行い、速やかに監督職員に報告すること。

2.8 履行場所の管理

履行場所の管理は、労働基準法、労働安全衛生法及びその他関係法令に従い、厳正に行い、また施工場所における火災、盗難、怪我、その他の事故についても十分注意し必要に応じて厳正な処置をとること。

2.9 軽微な変更

現場の都合により変更の必要が生じた場合は、その作業に支障のない範囲内に限り、監督職員の承諾を得て作業の変更をすることが出来る。

この場合、受注金額の増減は行わない。

2.10 材料

- (1) 特記ある場合を除き、機器および材料はすべて新品とし、監督職員の承諾を得た物を使用する。
- (2) 機器及び材料は、仕様書に指定されているもの又はこれと同等の性能を有するものとする。

2.11 秘密の保持

本作業に伴い知り得た情報及びデータ等については秘匿とし、第三者へ漏らすことを禁ずる。

2.12 検査及び試験

検査は仕様書の内容を全て実施した場合に検査職員による検査を行い、合格をもって完了とする。

2.13 他工事との出会い等

- (1) 他の受注者によって施工される工事と出会いとなる場合は、監督職員の指示に従い相互において十分協議を行い、円滑な作業の実施に努める。
- (2) 本作業は、既設の建物、その他を毀損しないように注意して行い、毀損した場合は、直ちに監督職員に報告すると共に、その指示に従い速やかに復旧させる。

2.14 再委託承諾申請書の提出

受注業者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（別紙様式）を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

2.15 支払い

検査職員による検査に合格後、適正な請求書類の提出があつてから一括で支払う。

3 特記仕様

3.1 共通事項

- (1) 陸上通信所操縦通信装置の機能停止は原則として認められない。
- (2) 作業中に当庁業務のため作業の中断及び延期する事がある。
その場合は速やかに現状復帰すること。
- (3) 本仕様は、作業の大要を示すものであって作業上当然付随して施行しなければならないものは、受注金額の範囲内で受注者において施行すること。

3.2 調達物品

次に示す物品を受注者にて調達する。

- (1) RS232C-RS422 信号変換盤 (P3-011101-1W2) 1 個
- (2) 変調信号切替盤 (SYCV-30A) 1 個
- (3) 次に示す、機器間接続インターフェイスケーブル
 - 変調信号切替盤 CN10 - GMDSS 応急切替盤 CN5 1 個
 - GMDSS 応急切替盤 CN14 - TMH500M1 遠隔制御器 J14 1 個
 - 変調信号切替盤 CN4 - 通信制御架コネクタ板 8 CN13 1 個
 - 変調信号切替盤 CN16 - 通信機器架コネクタ板 6 CN9 1 個
 - TMH500M1 遠隔制御器 J11 - 通信機器架コネクタ板 6 CN7 1 個
 - TMH500M1 遠隔制御器 J13 - 通信機器架コネクタ板 9 CN7 1 個
 - RS485 基板#2 - 信号変換盤 RS IN 1 個

3.3 作業項目

- (1) 改修作業
- (2) 動作試験
- (3) 報告書作成

3.4 改修作業

- (1) 主制御部
 - (a) 主制御部の RS485 基板に、送信機遠隔制御器との通信用ソフトを組み込む。
 - (b) 主制御 CPU 部に、各通信卓と送信機遠隔制御器間の操作及び応答信号が相互に通信できるようにソフト改修する。
 - (c) 通信制御架 4 の信号変換盤に RS232C-RS422 信号変換盤を実装する。
- (2) 一般通信卓
 - (a) 中短波卓の送信機操作画面で、昆布森 TX1 の操作画面を変更する。
 - (b) チャンネル情報を別表に従って変更する。
 - (c) チャンネル切替の制御応答及び、アラーム表示等のソフトを作成し、(b)のチャンネル情報データと合わせて通信卓へ組み込む。
- (3) 遭難通信卓 (表示入出力部)

- (a) 遭難通信卓の送信機操作画面で、昆布森 TX1 の操作画面を変更する。
 - (b) チャンネル情報を別表に従って変更する。
 - (c) チャンネル切替の制御応答及び、アラーム表示等のソフトを作成し、(b)のチャンネル情報データと合わせて通信卓へ組み込む。
- (4) 接続変更等
- (a) 3.2(3)のケーブル及びその他必要なケーブルを敷設し、機器へ接続する。

3.5 動作試験

- (1) 主制御部
- (a) ラインモニター等により、主 CPU、信号変換盤及び送信機遠隔制御器間の通信が正常なことを確認する。
 - (b) 主制御部を介して、通信卓と送信機遠隔制御器間で制御応答のコマンド処理が正常に行われていることをラインモニター等で確認する。
- (2) 一般通信卓
- (a) オンライン状態で、送信機のチャンネル切替及び応答表示が正常であることを確認する。
 - (b) J3E のチャンネルにおいて、マイクでの送信が正常であることを確認する。
- (3) 遭難通信卓（表示入出力部）
- (a) オンラインで、送信機のチャンネル切替及び応答表示が正常であることを確認する。
 - (b) GM Win 卓に接続し、DSC の送信動作が正常なことを確認する。
- (4) その他
- 本作業により、他の機能に影響していないことを確認するため、主制御部及び通信卓の全機能が正常に動作することを確認する。

3.6 完成図書作成

作業完了後、次に示す書類を A 4 ファイルに整理し、担当部署に 1 部提出する。また、電子データ（PDF、CAD）を CD-ROM に保存し、1 枚提出する。

書類内容

- ・ 作業概要
- ・ 関係図面
- ・ 現地試験成績表
- ・ 現地作業写真
- ・ その他監督職員が指示するもの

再委託（変更等）承諾申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

第一管区海上保安本部長

殿

請負者 住所

氏名

印

平成 年 月 日付け契約の「 契約（平成 年度 第 号）」
（契約金額（税込み） 円）に関して、下記のとおり申請するので、手続き方
お願いします。

記

- 再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、
業務の契約（予定）金額（総計）
別紙「履行体制に関する書面」のとおり
- 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠[該当する項目に を付す]
 - 業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した
結果（この場合、その「写し」を添付）
 - 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」
を添付）
 - その他（平成 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。 ）
- その他特記事項

平成 年 月 日

請負者氏名

殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。
なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。
また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。
請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場
合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
請負者は、注文者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、 の書類の写し
を提出すること。

支出負担行為担当官

第一管区海上保安本部長

印

履行体制に関する書面

平成 年 月 日

(請負者)
株式会社

(再委託先1)

株式会社	
住所	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先1)

株式会社	
住所	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先2)

株式会社	
住所	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先2)

株式会社	
住所	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先3)

株式会社	
住所	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先3)

株式会社	
住所	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先4)

株式会社	
住所	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先5)

株式会社	
住所	
代表者氏名	
担当業務範囲等	